



STANDARD
TOKYO

2023年6月12日

各 位

会社名 株式会社プロルート丸光
代表者名 代表取締役社長 森本 裕文
(東証スタンダード市場・コード番号: 8256)
問合せ先 管理本部長 佃 真人
(TEL 06-6262-0303)

第三者調査委員会からの調査報告書の受領日程について

当社は、2023年5月26日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」で公表のとおり、2020年4月から受給していた雇用調整助成金について返還を行うこととなったことについて、事実関係の更なる調査及び原因の究明並びに再発防止策を提言いただくため、第三者調査委員会により再度調査が進められております。第三者調査委員会からの調査報告書の受領日程について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者調査委員会の調査報告書の受領日見通し
7月中旬(15日前後)

2. 本件事案の概要

当社は、2022年6月21日に、大阪労働局から雇用調整助成金の申請について、時短勤務後に勤務している社員・契約社員や休業日に出勤している社員・契約社員で本来申請対象にならない社員が申請対象とされている不適切な申請が見受けられるとの指摘があり、当社においても内部調査を行うよう大阪労働局の方から指示がありました。

それを受けて、弁護士事務所による従業員へのアンケートやヒアリング等の内部調査を2022年7月15日から2022年9月12日に実施いたしました。その内部調査により、労働局の指摘どおり、時短勤務後に勤務している社員・契約社員や休業日に出勤している社員・契約社員について、一部の本来申請対象にならない者まで申請対象者として申請している不適切な申請があることが判明しましたが、2022年9月13日付で不正の意思を持って申請を行ったわけではない旨の調査結果報告書を提出しました。

しかしながら、その後も大阪労働局が独自で当社社員へのアンケートやヒアリングを実施するなどの調査が続き、その過程で当初はヒアリング対象者が、内部調査の際には、勤怠打刻時間の修正はできない旨を弁護士に供述しており、それを弁護士も信頼して検証することはせず調査結果を出しましたが、大阪労働局に勤怠のログデータを提出したところ、勤怠打刻時間の修正を行っていることが判明しました。その後、大阪労働局に対しては、少しでも多くの助成金を得ることができるよう申請担当者が勤怠打刻時間を改ざんするなどの行為を行っていたことを明らかにしたため、最終的には、休業日に出勤している従業員がいるにもかかわらず休業をしたとし、また、短時間休業をしていない従業員がいるにもかかわらず短時間休業をしたと

して受給したため、不正受給にあたるとの判断がくだされました。なお、返還金額は263,293,056円となります。

以上のとおり、大阪労働局の見解と内部調査結果が異なることとなったため、監査法人からも再度本件事案に関する事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策を実施するために、第三者調査委員会を設置し、その調査結果を得なければ、勤怠管理に対する内部統制システムが機能しているかの検証を含め、監査報告書における監査意見を出すことが困難であるとの指摘があり、事実関係の更なる調査及び原因の究明並びに再発防止策を提言いただくため、監査法人に相談し、適任者となる弁護士を紹介いただくことにし、2023年4月27日に弁護士を紹介いただき、第三者調査委員会を引き受けていただくよう依頼しました。しかしながら、その弁護士からは、2023年4月28日に、明確な理由は明かされておりませんが断りの連絡があり、その後、再度監査法人に引き受けて頂ける弁護士を紹介いただけるよう依頼し、2023年5月1日に新たな弁護士とこれまでの経緯を含め面談を行い、第三者調査委員会を引き受けていただくよう依頼しました。その面談時においては、まず内部調査の内容を知りたいということであったので、翌日5月2日、内部調査を行った弁護士事務所とその弁護士を引き合わせ、弁護士事務所に内部調査の内容について開示していただくよう依頼し承諾を得、その後は弁護士同士でやりとりを進めるということでした。それ以降、第三者調査委員会を引き受けていただくよう鋭意交渉する中で前向きに検討しているということでしたが、これまでの経緯や内部調査報告書の内容を理解し、どれくらいの時間と人員をかけて調査を行うかを検討するため、すぐには判断頂けずその後も交渉を続けたうえ、ようやく令和5年5月26日に第三者調査委員会を引き受けていただけると承諾をいただき、第三者調査委員会を設置し調査を進めております。

第三者調査委員会においては、労働局提出資料や申請書類の調査、関係者へのヒアリングや業務上利用されているメールサーバー等のデータのデジタルフォレンジックの実施を行っており、7月中旬(15日前後)に、調査報告書がまとめられ受領できる見通しとなっております。

3. 今後の見通し

第三者調査委員会の調査報告書につきましては、上記のとおり7月中旬を目途に受領する予定であります。そのため、2023年3月期(第72期)有価証券報告書の法定提出期限である2023年6月20日までに当社の2023年3月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続きを完了することができず、当該有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。以上のとおり金融商品取引法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに2023年3月期(第72期)有価証券報告書の提出ができなくなったことから、対応を検討してまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。当社としましては、第三者調査委員会、監査法人に全面的に協力し、一日も早く決算確定を行えるよう鋭意努力してまいります。

以 上